主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山脇正夫の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月八日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	3	霜	Щ	精	_
裁判官	3	栗	Щ		茂
裁判官	3	<b>/</b> ]\	谷	勝	重
裁判官	3	藤	田	八	郎
裁判官	3	谷	村	唯一	郎